

## ○送迎業務における運転手の取扱いの変更について

平成28年4月より、日中活動サービス及び短期入所サービスの送迎にかかる運転手の配置について、下記のとおり取り扱いを変更します。

### <従来の取扱い>

#### ① 送迎加算を算定する場合

生活支援員等が運転手を兼務する場合は、生活支援員等と運転手との勤務時間を区分する。

#### ② 送迎加算を算定しない場合

生活支援員等が運転手を兼務する場合、勤務時間は分ける必要はないが、届け出の際は、「生活支援員（運転手兼務）」等と表記することで、兼務がわかるようにする。

### <変更後の取扱い>

送迎加算の算定に関わらず、生活支援員等が業務として行う送迎については生活支援員等と運転手との勤務時間を区分しなくてよい。

（生活支援員等の業務に運転業務を含めて差し支えない。）

ただし、専ら送迎業務のみを行う運転手については常勤換算に含めることはできない。

これによる「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の記載方法については、松原市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、これに伴う運営規程の変更や従業者の職種・員数の変更の届出は省略可とします。事業所において変更の作業を行ってください。

## ○平成28年度強度行動障害支援者養成研修受講計画の届出について

共同生活援助の指定を受けている事業所のうち、重度障害者支援加算の算定を行っている事業所で、強度行動障害支援者養成研修を受講予定として経過措置の適用を受けている事業所は、下記のとおり研修受講計画を提出してください。

提出方法：郵送

提出期限：平成28年4月30日まで（当日消印有効）

提出書類等詳しくは松原市ホームページをご参照ください。

## ○平成28年度目標工賃達成加算の算定要件の確認について

就労継続支援B型事業所のうち、目標工賃達成加算を算定している事業所は、年度ごとに算定要件を満たす必要がありますので、当該加算を算定している事業所は、新年度も引き続き算定が可能かどうか速やかに確認していただくようお願いします。

なお、加算要件の1つである「大阪府施設種別平均工賃」の公表は例年8月末頃の予定ですので、目標工賃達成加算（Ⅲ）を算定されている場合は、それ以外の加算要件の適合について事前にご確認をお願いします。

詳しくは松原市ホームページをご参照ください。

## ○地域区分について

平成28年度以降の松原市の地域区分について、指定障害児相談支援事業は5級地に変更されていますので、平成28年4月サービス提供分以降の国保連への請求の際は、地域区分をお間違えのないようご注意ください。

## ○その他

各種加算において、年度ごとに算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算（前年又は前々年度における一般就労した利用者の定着率による算定や前年度平均利用者数が算定に関わる加算）を算定している事業所は、年度当初に自主点検をお願いします。

加算区分に変更がなければ、届け出の必要はありません。

※上記詳細等は松原市ホームページ⇒福祉・健康⇒福祉⇒障害福祉サービス事業者等 指定指導監査⇒お知らせ・通知⇒平成28年4月をご覧ください。

<http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/7,60977,60,440,html>

また、上記以外にも目標工賃達成加算の算定要件の確認や地域区分についてなどお知らせ・通知等を掲載しています。随時更新していますので、「障害福祉サービス事業者等 指定指導監査」の掲載内容をご確認ください。